

村落制度と農業の発達：農業と封建制度、その一

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4488717>

出版情報：経済學研究. 20 (1), pp.51-96, 1954-05-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



村落制度と農業の発達

——農業と封建制度、その一——

湯 村 武 人

(まえがき)

マルク・ブロックの『フランス農村史の独自の諸性格』(MARC BLOCH, Les caractères Originaux de l'histoire rurale française)は、一九三二年(昭和六年)に公刊された菊版二百五十余頁の本であるが、ことにわが国の西洋経済史学界に与えた影響は、それが高橋幸八郎氏の『近代社会成立史論』(昭和二十二年)の根幹をなしているという意味において、さらにまた同氏の第二の著書『市民革命の構造』(昭和二十五年)の重要な支柱をなしているという意味において、今日尙きわめて大きいといわねばならない。けれども、その最も重要な功績であるとされている村落形態と農業の発達との関連を取扱った部分は、それが氏自身に固有な「独自」の理論の創始者である高橋教授を通して紹介されているという意味において、わが国では、かならずしも本来の姿において理解されているとは認められない。あわせてブロック以後におけるフランス歴史学の発達のあることは云うまでもないし、今一度ここでブロック自身の見解を直接に理解

し、それを高橋理論との対比において検討しておくことは、かならずしも無駄ではないと思う。

(1)

まず最初には、高橋教授の『近代社会成立史論』をして語らしめよう。この本は、それぞれ独立して発表された五篇の論文を取りまとめた論文集であるが、その第五篇をなす『市民革命の構造展望』と題する論文の冒頭は、次のような言葉に始まる――

「十八世紀のフランスは、既に、ノルマンディ・フランドル或はミディの一部に於いて「農業革命」を経験しつつあるとはいへ、全般的に見て農業生産技術は極めて低位である。当時フランス農村の大部分は土地の集約的耕作、科学的乃至人為的な施肥方法を知らず、耕地を一定期間「休ませておく」所謂休耕の制度が一般的に行はれて居り、それは耕作と休耕との循環期間及び様式によつて二つの類型に区別された。即ち、略々ロワール河を南北の境界線として、南部フランスに於いては、同じ土地が一年は耕作〔大概秋又は春に播種〕、翌年は休耕といふ単純な交替を行ふ二圃制度が支配し、北部フランスに於いては、全耕地は三つの *«soles»* に分たれ、夫々、「冬麦」「小麦、独逸麦又は裸麦」、「春麦」〔大麦燕麦時には稈、豆科植物〕及び「休耕」に当てられ、そしてそれらが各自三重の循環によつて移行する三圃制度が行はれた。……

次に。農民の定住様式及び耕地制度も南北フランス及び西部フランスによつて型を異にしてゐる。東北部フランスに於いては、農民は村落を形成して居り〔村落定住〕、ここでは帯状長方形の耕地が同一方向に配列され囲い込まれることな

く開放されてゐる〔開放地〕。土地所有＝保有はかかる耕地のうちに分散的に組合されて成立し〔混在地制度〕、この故に農業経営は農村共同体全体の云はば慣行的な規律＝伝統的の律動に隸属せしめられ〔耕地強制〕、休耕地又は收穫を終へた土地も亦個々の農民のために保留されることなく全農村の家畜群飼養に開放される〔共同放牧〕。かかる諸關係の下に於いては、農民個人の自由な創意は極度に抑止され、共同体的強制が至上命令として全農業生産に課せられるわけである。南部フランスに於いては、農民は農村定住を営み、耕地は開放されてゐるが、規則的な長方形ではなく、むしろその形態も方向も不規則に配置され、開放地、耕地強制、共同放牧等々の共同体的強制は多かれ少なかれ弛緩して現はれる。以上の開放地に対して、単独農家乃至は数軒・十数軒の農家の孤立定住又は小村定住の行はれる西部フランスに於いては圍繞地制度が支配し、各農民の耕作地は生籬又は石垣によつて囲い込まれてゐた。従つてここでは農村全体の共同放牧や耕地強制を知らず、むしろ、共同体的諸規制を排除する比較的に自主的な農業生産が行はれたのである。^(註一)

ところで、フランス農業におけるこのような生産技術及び耕地制度のさまざまな——むしろ対立的な——型の支配は、高橋教授によれば、フランスの農村に個有な複雑な社會關係を賦与し、そのゆえにまた、革命の經過中、農民運動の方向に特定の展望を与えることになる。そこで、ではこのような農業制度の二つの基本型にたいして、封建的土地所有および農奴制度の如何なる社會經濟的性格が対応するかをみれば——

「今、東北型ロレヌと西部型メヌとをティーピッシュに抽出して、「型」対立の意義を夫々特殊農業機構に於ける地地形態の点に於いて対照すれば。東北型、例へばロレヌは、村落定住様式と結合して現はれる開放地制度を基礎とし

て農村共同体的諸規制〔混在地制度・耕地強制・共同放牧等々〕を表現するのであるが、ここでは、農奴の賦役労働と「組織化された共同労働」とを支柱とする大所領経済が成立し、かかる大土地所有の特質は外ならぬ「労働地代の形態に於ける農民階級の本領経営への参加」乃至この本領直営組織の解体〔労働地代から生産物地代への推転〕の後も尙保持される農業制度の「共同体的」な諸構成にあつた。これに対して、西部型、例えばメエヌは、孤立定住様式と圍繞地制度とに立脚する「個人主義的な農業組織」を指示するのであるが、ここでは、農民の賦役労働に依拠する地主経営はなく、無數の小規模農民保有地に分散されてゐた。文書には何ら賦役に就いての根拠は見出されない、農民は契約乃至慣習によつて規定された一定額の貨幣地代のみを負担し、自己の保有地を耕地強制なしに自由に耕作してゐたのである。一般的に、東北型に於いては、領主と農民との対立的経済社会關係は農村共同体的諸強制なる技術的側面に掩護されつつ労働地代〔或はその直接的形態転化としての生産物地代〕收取給付規定によつて媒介され、これに反して、西部型に於いては、比較的自主的な農業経営を基柢として貨幣地代を農奴制的負担の基軸部分とする土地制度が成立する、と云ひうるのである、かくて、農業機構の型の対立は、地代形態のそれと緊密に結び合ひつつ、封建的土地所有及び農奴制の強度決定の基準となる。^(註11)

もつとも、これらの諸事実の認識からわれわれは如何なる結論を導き出すべきかに関しては、この第五篇『市民革命の構造展望』という論文は、明瞭には「展望」していない。われわれは、この『展望』をどんなに読み返してみても、何のためにこれらの諸事実がわざわざ冒頭に、而もこれ程大きく取扱われているかを理解することができない。そこで、第二

篇『所謂農奴解放に就いて』の一節をみると、右に引用した内容が、そっくりそのまま、但しより簡略な形で述べられたあとで、次のように述べられている――

「我々にかかる事実から、次のことを確認しうる。即ち、「東北型」に於いては労働地代を領主制的收取關係の基軸とする農奴制、即ち「古典的」「典型的」莊園が支配し、こゝでは社会の封建的組成はより強固に且つより永く維持されるであらう。「西部型」に於いては貨幣地代を農民負担の基本的部分として含む農奴制、即ち「典型的」莊園の框外に自己の「型」を指定しつつ封建社会の脆弱な、よりよく云へば、それ自体初発から封建的土地所有制の解体への態勢を示唆するところの、一環が形勢されうる、そこでは社会の近代化は、より自由により急速に展開されるであらう。それ故、かかる「型」への把握は、封建社会の解体＝近代社会の成立の過程の理解にとつて、決定的に重要である。」^(註三)

要するに、西部のメヌと東北部のローヌとを圍繞耕地型と開放耕地型として捉え、前者はそのゆえに「初発から封建的土地所有制の解体への態勢」を示し、したがつて社会の近代化の母胎となり、後者はそれゆえにその封建的組成を「より強固にかつより永く維持」し、したがつて反動フランスの拠点となるとし、「このような生産力の發展段階――農民層分解の方向および規模――がフランス革命の農業問題に特定の規定〔必然と限界〕を与える」^(註四)と考えられるのが高橋教授の構想であり、「展望」であるということにならう。^(註五)

註一 『近代社会成立史論』、一八九―一九〇頁、なお原文に挿入されている外国語は省略した。

註二 同上書、一九〇―一九二頁

註三 同上書、四二頁

註四 『市民革命の構造』四一頁、なお、さすがにこの本においては高橋氏が何を展望されるかが明瞭に示されている。三九―四一頁参照のこと。

註五 このような構想は、すでにフリードリッヒ・リストの『農地制度、零細経営および国外移住』（一八四二）においても萌芽的にはあらわれている。いま日本評論社の『古典文庫』に収められた同書の邦訳（訳者小林昇）によれば、リストは、「零細経営は交錯圃場制度と部落制度との生んだ娘である」（四一頁）とみなし、「零細経営の蔓延をとどめる方法は、部落制度と交錯圃場制度とを部分的に少しずつ解体させて土地整理を行うこと、すなわち農場制度を創設することにあると考える」（六七頁）。そして、リストによれば、「こうすれば今日まだ交錯圃のなかにも存在している中・小経営を永久に維持し得るばかりでなく、すでに零細経営が蔓ついているところにも再び中・小経営をつくり出すことができる。これによつて農村における過剰な人口増加には限界が置かれ、この増加人口は工業に職を求めねばならなくなり、農村では零細経営による場合よりもはるかに多くの余剰生産物がつぐられ、工業製品に対するはるかに多くの需要が生れ、農業は社会にとつてはるかに利益の多い方法で経営され、人口の増加よりも家畜の増加が大きくなり——零細経営ではこれと正反対の関係が生れる——したがって都市と農村との福祉は相共に促進されるのである」（六八頁）。

邦訳者小林昇氏は、同書の巻末に、高橋理論のドイツ経済史への忠実な適用者である松田智雄氏の『三月前期における農業変革』を主たる典拠として、これを次のように「解説」しておられる——

「農民戦争の結果、自営農民＝割地農民のエネルギーを抑圧されていた西ドイツは、ナポレオンによつて新たに解放を与えられたが、その解放の程度とその後の発展とが、地域によつてかならずしも同じでなかった。まずロシア領ライン地方は、孤立農圃の優越していた地域であり、農村共同体的制約が弱かつたために、上からの解放を受入れる主体的条件がかなり十分に備わっていた。ここでは農民は、商品生産者としての、また農村工業の経営者としての経済的成熟を遂げ、封建的桎梏からすでに脱却していたのである。したがってナポレオンの均分相続法も、慣習法たる一子相続を廃棄せしめ得ず、土地の零細化は進化した。この地方では人口過剰は感ぜられず、一九世紀の末葉に至つては中農および大農が支配的となつた。農業生産における集中化と独立農民の分解とは、ここでは相当如実に進行したのである。しかし南ドイツ、ことにリストの故郷たるヴュルッテンベルグや、さら

にバーデン・バイエルン等においては、農民の解放は徹底的ではなかつた。」(二六二頁)

「云うまでもないことであるが、割地農民は、封建的土地制度と、これに結合していた村落共同体的遺制とのなかに新しく生れたものである。割地農民の分解の過程は資本の収奪の過程のうちに、この遺制は掃蕩せられる。それが土地の囲い込みであり、これに伴う共有林野と部落自体との消失である。それゆえ、割地農民が分解せず、それが零細農に萎縮したところにおいては、たとえ封建的土地所有関係は消滅しても、それよりも一層古い共同体の遺制が、場所によつてさまざまなニュアンスを持ちつつ残存するのである。この、ヨーロッパ的規模における共同体的遺制とは、集住的部落と交錯圖と共同の森林、牧場、牧草地とを三位一体とするものである」(二六六頁)。

(二)

以上で、農地制度(村落制度)と封建制度、あるいは資本主義の成立との関連についての、高橋教授の見解の要が理解されたと思う。ところがこの見解は、近代社会の成立史論に占める土地制度の地位を強調したという意味で、きわめて大きな功績をもっているが、他面そのまゝでは承認されたい点をもまた多々含んでいる。そこでわれわれは、以下直接にブロックについて、問題を再検討することにする。

ブロックの前記した『フランス農村史』中、この問題を主として取扱つてゐるのは、第二章「農業生活」である。この本の構成は、第一章が「土地占有の大きな諸段階」という見出しで中世から大革命に至る開墾運動の諸段階を、第三章が「十四世紀及び十五世紀の危機に至る領主領」という見出しで見出し通りの内容を、第四章が「中世末からフランス革命に至る領主領と土地財産との諸変革」として同じく見出し通りの内容を、第五章が「諸社会集團」としてマンス・農村共

同体・諸階級を、第六章が「農業革命の開始」として十八世紀の農業革命を、それぞれイギリス及びドイツに対比して、フランスの「独自」な諸性格を明らかにするべく構成されている。そして、第二章の「農業生活」では、農地制度、村落制度、輪作組織を同じ立場から扱っているわけである。

さて、第二章「農業生活」では、ブロックは、第一節で「昔時の農業の一般的諸特質」を取上げ、それが云うまでもなく自給自足的な穀物中心の農業であり、したがって地方毎の特色が少なかったことを述べたあと、第二節の「輪作の諸形式」において、それでもなお一時的耕作の地方と二圃制度の地方と三圃制度の地方とがあつたこと、ことに後の二者に関して云えば、フランスでは、二圃制度は南部に三圃制度は北部に行われていたことを述べる。そして、第三節が問題の「農業制度」であり、この節がさらに、(一)短冊型開放耕地 (*les champs ouverts et allongés*)、(二)不規則型開放地 (*les champs ouverts et irréguliers*)、(三)圍繞耕地 (*les enclos*) からなりたつている。そして、これら三つの型の耕地制度に関する彼の記述の要点は、ことに第一の短冊型開放耕地の場合には、ほど高橋教授の紹介の通りである。すなわち、ブロックは云う――

「この制度は、とりわけ比較的新しく開墾された地方では、必ずしも小集団毎の居住と決して両立しないというわけではないが、もともとは、数軒乃至十数軒の部落よりもむしろ、村落と結びついていたように思われる。家々の周囲には野菜畑と果樹園があり、それらは常に垣で囲まれている。……これらの囲いは、それらの垣で保護されている土地に対してはいかなる場合にも共同放牧が認められないということの標識である。畑地の内部にさえも、時として、そこここに、

その他の圍繞地がある。すなわち、少くとも北部では、葡萄園がそれであり（南部の諸地方では、これに反して、屢々開放されており、南部ではことに盛んだつた葡萄樹は收穫のあとでは家畜群の喰べるにまかされていた）、ないしは麻畑もまたそうである。もし小川がある場合には、そのほとりに若干の牧草地（prés）がある。次には耕地があり、それを囲んで、ないしは保護して、牧場（pâquis）がある。

われわれの眼を耕地にむけよう。それをみて第一に気付くことは、それが広々と開放されていることである。けれども、そのように云うことは、そこには何らの圍牆も絶対に設けられえないという意味では決してない。第一にある種の區別、つまり恒久的な仕切りや一時的な仕切りが作られる。中世の大部分を通じて、耕作の始まる前に、むろん個々の圍場の周圍にはなくいくつかの圍場の集團の周圍に、一時的な垣をつくるのが慣例だつた。時としては溝を堀る方法が選ばれたこともある。農業暦はこの仕事を春の仕事に配していた。……（そして）、やがて收穫が終ると、この手輕な防壁は取壊わされたり埋められたりした。ついで十二世紀および十三世紀以後においては、所によつて早い遅いの別はあるが、この習慣はなくなつていつた。それは、土地の占有がまだきわめて僅かしか行われていない時代に生れたのである。つまり、けだものが屢々出沒するような未墾地が當時はまだ耕作地のなかに四方から入り込んでいたのである。大規模の開墾が行われて、耕地がずつとずつと集團化し、ずつとずつとはつきりと牧場から切り離されるようになってくると、このペネロップの仕事は必要のないように思われた。これに反して、一般的に開放されている多くの地方において、耕作地域を囲む境界の若干部分が、この場合には恒久的に、圍牆をめぐらしていた。クレルモンテ地方では、道路沿いの圍場の縁に

最初は一時的に設けられていた垣根が、長い年月を経るうちに、しばしば丈夫な荆棘の生垣にかわつた。エーノオやロレエヌでは、道路や場合によつては共有地に沿つたこうした外縁の閉鎖のあるのが普通である。……けれども、もしもそれがある場合には——というのは、多くの地方でそれはなかつた——これらの防禦線を乗り越えよう。耕地には、もはやわれわれの眼やわれわれの足を停める何らの障礙物も存在しない。……」

「けれども、何らかの囲墻によつて区劃されてこそないが、所有の境界は、それにも拘わらず存在している。その線は、二重の仕切りをもつた奇妙な模様を構成している。最初に、若干数の——十乃至数十の——大区劃がある。この区劃は何と呼ばれるか？ 普通の場合様々であり、農村用語は、場所によつてないしは村によつてさえも違う、きわめてさまざまな言葉をわれわれに提供している。すなわち、《カルティエ quartiers》、《クリマ climats》、《カントン cantons》、《コントラ contrées》、《ベヌ bénes》、《ツリアージュ triages》……。(が)、簡単にするためにカルティエを採用しよう。これらの区劃の夫々は、それに固有の名称をもっており、……たとえば、《グロス・ボルヌのカルティエ》とか、《クルー・デ・フルシュのクリマ》……とか云われる。そして、これらの単位のそれぞれの境界は、時として眼にみえる境界、つまり土地のひだ、小川、人手で作られた傾斜、生垣などで限られている。けれども、それを隣りのカルティエから区別するものとして、畝の方向が違ふ以外に何もない場合がしばしばある。……」

「この第一の市松格子の内部は、さらにいくつもの地条 (parcelles) に分れているわけだが、この地条についていえば、それは畑地の全表面にわたつて、極めて微細な——それというのもその数は極めて多い——、そしてきわめて奇妙な

いが、(と云うのは、北部ブルターニュやコタントンの場合にはそうではないので)——時としては、牧草地が全く閉鎖性をもたないという点で、圍繞された耕地と対照的な存在をなしており、一番草の刈取りの後では全村の家畜の喰うにまかされていたということを、忘れることになるだろう。だから、むしろ共同体の強制力が耕地に対しては停止していたと云うべきである。このことは、ことに短冊型耕地の地方では、これとは逆に、これらの強制にとりわけ服していたのは耕地だつたという意味で、ことに特徴的な事実である。圃場は生垣ないし壁で保護されているので、共同放牧権を全然知らない——勿論、他の場所におけると同様に、休閒地は家畜飼育に利用されるが、その家畜は経営者の家畜である——し、それぞれの耕作者がその作付を自由に決定できる。^{〔註三〕}

註一 ベネロップとは、ギリシャの有名な王子テレマクスの母の名で、ベネロップの仕事とは、その日にやつただけの仕事を夕方取壊し、翌日はまた同じことを繰り返す際限のない仕事のことである。

註二 ブロック、前出書、三六―四〇頁

註三 ブロック、前出書、五八―五九頁

(三)

むろん、それでもなお、これだけのことで高橋教授の定式である開放地Ⅱ共同体的強制、圍繞地Ⅱ自主的農業経営の可能、の基本構想が誤りであるとは云えない。けれども、われわれが教授の著書を読んで当然に疑問とするのは、このよ

うに相異つた農地制度がそのように相異つた社会経済的な意味をもつという、そのこと自体は一応認めるとしても、同じフランスの国内になぜそのように異つた農地制度が行われていたかという事情が全然説明されていない、ということである。いまかりに、東北部フランスが開放耕地のゆえに共同体強制が強固であり、したがつて封建的諸機構がおそくまで残存し、西北部フランスが圍繞地のゆえに自主的農業の可能に恵まれ、したがつて資本主義化への道をより順調にたどつたとしても、一体なぜ東北部には開放地制度が、西北部には圍繞地が行われたかの理由が明らかにされない限り、問題は真に解決したことにはならないからである。そこでわれわれは、何よりもまずブロック自身について、この疑問の解決を試みることにしよう。高橋教授の構想と前節にみたブロックの叙述との間にある若干の矛盾も、その解決の過程においてこそ、明らかになつていく筈である。

ところがこの問題は、短冊型開放耕地についてブロック自身が云うように、フランスだけの視野では、解決の著しく困難な問題である。すなわち、彼は云う――

「この制度は、フランスにきわめて広汎に普及していたが、決してフランスだけのものではなかつた。(もつとも)、もつと綿密な調査が達成されるまでは、その正確な境界線をひくことができないので、ここでは、若干の指標をかかげるだけで満足しなければならない。それは、コオ地方と西部の圍繞耕地地方を除くロワール河以北の全フランスと、両ブルゴーニュとで支配的に行われていた。けれども、この地帯自体が、イギリスの大部分、ほとんど全部のドイツ、ポーランドとロシアの諸平原、という広大な地域にまでひろがつた、ずつと広汎な領域の一部分でしかなかった。だから、起源の

問題は、これに關しては再び触れるつもりだが、ヨーロッパ的舞台においてしか取り扱うことができない。^(註二)

けれども、われわれはこんな言葉で簡単にあきらめるわけにはいかない。そこで、ブロックの右の言葉はしばらく措いて、彼自身の著書をいま一度読み返してゆくと、少くとも問題解決の端緒だけは、フランスの内部で探り出せることを彼の著書自体によつて知ることができる。それは短冊型開放耕地と圍繞地という、云わば二つの極端の中間的な存在をなす不規則型開放地を叙述するに當つて彼の展開している、農地制度と当時の最も重要な生産手段である犁との関連の問題である。

しばらく、ブロックの主張を聞こう――

彼によれば、二種類の犁、すなわちアレール (araire 無輪小型犁^(註三)) とシャリユー (charrie 有輪犁板付大型犁) とが古いフランスを分割していた。しかも、シャリユーの普及地帯は殆んど短冊型耕地に呼応し、アレールのそれは不規則型耕地地帯に呼応している。そして、――

「異つた二つの耕地制度の型が、このように耕起用具の二つの主要型に呼応しているということには、疑いもなく何らの不思議な点も存在しない。シャリユーは、牽引頭数を同じとした場合、アレールよりもずっと深く土壤を掘り起すことの可能な感嘆すべき道具である。けれども、それには車輪が附屬しているために、方向を変える場合に若干の空地が必要になる。この旋回は、一たん畝条が定まつている場合には、シャリユー使用地方における、技術的かつ法制的にみての重大な問題である。そのために、時としては、畝目の一般軸に直角をなすカルティエの両側に、耕さないで放置されるか、

ないしは全部の耕耘がすむまで耕されないで放置される、带状の土地が残される。すなわち、ピカルデイで $\wedge$ フリーエール $\vee$ と呼ばれ、カアン平野で $\wedge$ ビューティエ $\vee$ と呼ばれるものである。……そのために、旋回の数を少くするのが適當であり、この理由から地条の長さを出来るだけ長く伸すことが必要になつてくる。これに反して、アレールはもつと柔軟であるので、圃場の形を正方形に近くするようにしむけるし、必要とあれば畝の方向を別の方に向けたり、交叉するようにとつたりすることを可能にする。^(註三)

ところが、ブロックによれば、ここには一つの問題がある。われわれには重要な点なので、全文を引用しよう――

「けれども、このような物質的考慮だけで一切のことを充分に説明することが出来るだらうか？ 確かに、一つの技術的發明によつて諸原因の鎖を繰り伸べていくことの誘惑は大きい。シャリュエールは短冊型耕地を必然ならしめる、今度は短冊型耕地が共同体的強制を強く維持する。犁の刃につけ加えられた車体の前半部から一つの社会構造が流れ出る。けれども、このような考えには慎重であらねばならない。もしそのように推論するとすれば、われわれは、人類の利発さの幾千もの源泉を忘れ去ることになるだらう。シャリュエールは、疑いもなく圃場の形を長くすることを余儀なくする。けれども、決して圃場の幅を狭くすることを必然にはしない。占有者達が地域をかなり少数の大きな部分に分割し、その一つ一つの部分が相互にかなり距つているように配置することを妨げるものは、先験的には、全然存在しない。それぞれの経営は、きわめて微小な多数の带状耕地から構成される代りに、きわめて長いが同時にまたきわめて幅広い若干の圃場から形成されるだらう。(もつとも)、このような集中は、一般には、事実上は求められるよりもむしろ避けられたように思われる。

人々は、その所有地を分散させることによつて機会を均等にしようと思つた。人々は、すべての人々がさまざまな土壌にありつくことができるようにした。人々は、自然的ないし社会的なさまざまな災厄——雹、作物の病害、戦争などによる荒廃——に際して全部が全部すつかり駄目になつてしまふことは決してないという希望を、全部の人々がもちうるようにした。このような考え方は、農民達の意識にきわめて深く喰ひ入つていたので、今日なお合理的な再編成の種々の試みに反対しているほどであつて、その影響を、短冊型耕地地方におけると殆んど同じ程度に、不規則型耕地地方の土地の再分配にも及ぼした。けれども、アレールの用いられている不規則型耕地地方の場合には、幅を中庸にしたまゝで単位圃場の面積をあまり大きくしないようにするには、長さを切り下げることで充分だつた。ところが、シャリュエーの使用はそのようなやり方を不可能にした。だから、それが用いられている地方では、地条の長さを短くしないで同時にあまり大きな面積にするためには、個々の地条の幅を狭めめることを余儀なくされた。そしてこのことは、個々の地条をとりまとめる際に規則正しい形に整理することを必然にしたし、もしそうしなければ——これは無茶な假定である——地条は相互に交叉し合うことになる。けれども、こんどはこの集団化が、占有者達の間のあらかじめの了解と、若干の集団的束縛に対する彼等の同意とを前提しただらう。したがつて、いま導き出したばかりの結論をまたひつくり返すか、乃至は殆んどひつくり返すことになるが、もし共同的諸慣習がなければ、シャリュエーの採用は不可能だつたらうということができる。けれども、原因と結果とをそのように正確に計量することは、むしろ単なる憶測にすぎない。われわれは、それ程野心的にはなく、われわれの溯りうる限りのこと、すなわちシャリュエーは短冊型耕地の母であること、集団的生活の実施

は農業のきわめてはつきりした一つの型と結びついてそれを特徴ずけるし、これら二つの規準がない場合には全く異つた一つの型が生れる、ということを確認することに止めよう。^(註四)

註一 ブロック、前出書、四九頁

註二 アレールにも車輪のついたのがある（後出）が、便宜上このように訳しておく。

註三 ブロック、前出書、五五頁

註四 ブロック、前出書、五六―五七頁

(四)

ブロックが慎重に叙述しているように、この問題は、高橋教授の定式が示す程それほど簡単には片づけられない問題で、沢山含んでいる。たとえば、ここには、教授とは逆に、共同体が開放耕地を可能にするという見解が示されているわけである。そこで、ブロックの前記の言葉にしたがつて、やはり一応は、問題を「ヨーロッパ的舞台」においても検討しておくことが必要になる。

この問題を最初にかつ最もまとまつた形で取扱つたのは、ゾンバルトがその『近世資本主義』（岡崎訳・第一分冊）のなかで絶讃しているように、アウグスト・マイツェンである。すなわちゾンバルトは、マイツェンに拠つて四つの民族的定着様式、つまり、スラヴ的定着（家族共同体から出発して円形村落、放射状耕地）、ケルト的定着（氏族制度から出発

し、散居式圍繞耕地)、ゲルマン的定着(農村共同体から出発し、割替地村落)、ローマ的定着(ローマ植民市の百人組定住)を示したあとで、それに註して云う——、「アウグスト・マイツェン『諸民族の定着と農業』(一八九五)は、定着に関する諸問題のすべてについての、汲めども尽きぬ豊富な源泉である。——彼の研究の及ぶ所まではわれわれも確実な歩みをつづける。その止まる所ではこれらのことに關するわれわれの科学もたいてい止まつてしまふ」^(註二)

けれども、このマイツェン流の見解、すなわち村落制度の地域による差異を、そこに定着した民族の精神の差異に求める見解は、ゾンバルトの時代^(註三)においてこそそうだったにしても、今日ではもはや、そのまゝでは認めるわけにはいかない。ブロックによれば、それは、民族が過去の鏈を与えらると思われていた時代にこそ当然に通用する考えだが、今日では、「決定的に破産している」とみなすべきである。事実、マイツェンによればその固有の性癖から聚村型定着をなし、そのゆえに割替開放耕地を採用した筈のゲルマン人は、タキトウスの『ゲルマニア』の記述では、當時は、「都市に住まないのみならず密集した聚落さえも忌み嫌」い、「その好むところに個々別々に分散して居住」していたものとして現われている^(註三)。

では、マイツェンに代るものとして、これまでどのような説明が試みられてきたか? 『問題の中核をなす開放耕地制度について小松芳喬教授のものされた秀れた論文、『開放耕地制度の起源』^(註四)に拠つて、主としてイギリスにおけるその大要を概観しておこう——。小松教授によれば、開放耕地制度の起源の問題に本格的に手をつけたイギリスにおける最初の学者は、フレデリック・シイボウムとみるべきである。彼は、その『英国村落協同体』(一八八三年)のなかで、共同耕

作という農業技術的側面からこれを説明しようとした。すなわち、当時の農業は牡牛八頭立ての犁による共同作業として行われたが、この共同耕作の必要が割替開放耕地制度を必然にしたというわけである。けれども、このシイボウムの説明には、『英国経済史及び学説序説』の著者アシユリが賛成したほかは、永く賛成者がなかつたし、やがて、『英国隷農制』（一八九二年）の著者サ・ポオル・ヴィノグラアドフと、彼の友人フレドリク・ウィリアム・メイトランドが、有力な反対意見を出した。

ヴィノグラアドフは、シイボウムの牡牛八頭の聯畜という点に疑問を提起し、領主直営地はともかくとして、農民保有地には四頭の場合も少くなかつたし、ことに、馬一頭で耕作をする中部ロシアと、それより多い頭数を使用したイギリスとに同一の制度が存在する理由が、シイボウムでは説明できないとした。そして、これに対する彼自身の説明は、――「最初の分配が依存した原理は団体の成員の持分を平等ならしめようとする原理であつた」、というにある。「これは地条を散在せしめ又混淆せしめた。此の原理は一定の地位による不平等を阻止はしなかつたが、同一地位の人々総べてを殆ど類似の状態におくことを目的とした」、と彼はつけ加えている。メイトランドもまた、一八九七年の『ドウムズデイ・ブックと其の彼方』の序文のなかで、「明白な解答は、耕地は平等の聖堂に於いて経済と能率とを犠牲にせんとする人々によつて排置せられたといふことである」と書いている。

そして、このヴィノグラアドフ・メイトランド説が永く学界に支持されていたが、一九三八年に、明らかにわれわれがここで取上げているフランスのマルク・ブロックの著書（一九三一年）に刺戟されて、オックスフォードのチアアルズ・ス

デュアト・オウイン博士の農業技術的説明が、学界に一大波紋を投じることになった。すなわち博士は、農業が高地及び丘陵から開始されたという説を一応正しいと仮定しても、すでにサクソン時代以後のイギリスでは平原への大拡張が行われていたが、これを可能ならしめたのは犁の発達であつたわけだから、農業制度の発展を理解するには、当時における犁に関する考察が必要であるとする。以下、小松教授によつてその主張をたどると、——「地表を耕作する為に考案せら

れた最初の農具は、樹枝又は鹿角より製作せられたもので、現代の鋤の如く手前に引くものであつたと推測せられる。然

し、幾許もなくして、地中に穿入せしめる農具の利益が発見せられ、今日なほ僻陬の地に使用せられる胸押鋤（プレスト

・ブラウ）やカスフロウム（註五）の如きものが考案せられた。斯様な押す鋤に代つて、牽く犁が始作せられた時には、カスフロ

ムウの柄の上部に轅を附加したものに類似して居た。此の轅に附けられた家畜なり人間なりの力で犁の尖端が土壌中を牽

引され、耕夫は柄の上端を保持して尖端の深さを調節した。次には鉄の犁頭が柄の下部に附加せられ、やがて聯畜の牽引

力と耕夫の調節力とを最大ならしむるやうに木材を組合せたものに発展した。此の種の犁が *aratum* と呼ばれ、羅馬支

配下の英国に於いて一般に使用せられて居たものである。然し、間もなく、片側又は両側に犁板（モウルドボード）を附

加せしめることによつて、犁の能率は大いに増進した。即ち、犁頭によつて掘起された土壌は犁板によつて畝を形成せし

められた。其の次には犁刀（コウルク）が附加せしめられ、犁頭の上の芝や雑草を切除することによつて犁頭の活動を自

由ならしめた。犁板と犁刀とを具備した近代型の犁は、既に羅馬占領下の不列顛にも行はれ、其の後ゲルマン人の侵入の

進行と共に普及したものであつた。……（ところで、犁板は現在右側に附いて居り、従つて鰲溝の土は犁が牽かれるの

に連れて右側に犁き返される。従つて斯様な犁を最も能率的に使用する為には、耕地を二十二碼又は其れ以下の幅を有する平行的な「小地条」(ランド)に区劃する方法が採用される。而して先づ小地条の中央に畝を作る。其の方法は、最初中央に直線的な壟溝を作る。此の際土は右側に犁き返される。次に同じ壟溝を逆行する。其れによつて土は第一回目と反対側に犁き返される。次には第二回目に犁き返された土の外側を聯畜に犁を牽かせる。土は再び内側に返される。其の次には第一回目に犁き返された土の外側に沿つて逆行し、其の上をも内側に返す。其れによつて畝が完成したのである。其の後は畝の雙方十一碼づつを、何れも中央の畝の側に犁き返す。此の過程を各小地条に就いて繰り返すのである。……小地条の幅員には一般的規則は無く、二十二碼を超えるものは少いが、最も狭い場合には三碼に過ぎぬことすらある。中央の畝から遠ざかるに伴ひ、耕犁聯畜が方向転換する時歩かなければならない距離が増大するから、幅員を二十二碼以上に増大するよりは、別箇の小地条として耕作した方が時間と労力との節約になるのである。他方、サファク及びエシクスの多くの部分に於ける如く、粘土質の平坦な土地で排水が困難な場合や、或ひは又峻峻な山腹で泉の噴出し易い場合などには、小地条は狭いことが通常である。斯様な小地条は傾斜に従つて方向を決定することを便利とし、且聯畜が一気に犁を牽引し得る距離には限度があるから、耕地は幾ブロックかの、数と方向とを異にする小地条群に分たれる。此のブロックが、ファアロング、シヨト等の名を以て呼ばれるものである。^(註六)

そして博士は、当時の農業が自給自足農業であり、したがつて一定限度以上の土地に対する需要がなかつたこと、生産力の低い結果として農民達は「一秒でも」生産的作業に必要であり、開墾地を細分して農地を個別化し、囲墻や門の製作

など耕作や牧畜以外の作業に時間を失うことを嫌つたこと、自衛上村落に群居していた當時に於いては、村落よりの遠近により生じる農地のハンディキャップは、他の方法により償われたことを指摘したあとで、次のように結論している――

「第一に、矮樹林や森林の開墾による未開墾地の開発があり、其の後に、農業の進歩に伴ひ、犁板付の犁による耕作が《小地条》を作り出した。耕地の地勢と土壌の組成とが《小地条》の大きさを、そして又、一日の仕事であり慣習的エイカである典型的地条を形成する《小地条》の数を、決定した。耕地の地勢は又、ファアロングの大きさと方向とを決定し、土壌の組成は、其の幅員と、又其の中の《小地条》の数とを決定した。第二に生命維持農業（サブシスタンス・ファアミング）は各成員に対し平等なる取扱を必要とする。其れ故農地は其の大きさが相互に近以してゐた。生命維持農業は各人に同一農業制度を課した。其れ故人々は同一の季節に同一の仕事と一緒に着手した。其の中で、犁耕の時期は農業年度の第一に来、人々は皆開放耕地に相並んではたらいたから、一日の仕事の次には次の日の仕事が来たと同じく、一人の《小地条》の次には隣人の《小地条》が来た。此の制度は新ファアロングの余地を作る為に未開墾地を更に開発し、又毎日の仕事に新来者と其の耕犁聯畜とを導入することによつて、協同体の成長に適應した。」（註七）

なお、この問題に関する小松教授自身の見解は、ケンブリッジ大学の有名なポスタン教授とともに、一方においてはオウイン博士にならつて犁の重要性を高く評価するとともに、他方、オウイン流のこうした云わば農業技術的説明が、ヴァイノグラアドフ・メイトランド流の云わば「政治理論」と決して対立するものではないとして、両説の妥協を計ることにある。教授は、「傾聴に値する」ものとして次のようなポスタンの言葉をかかげ、それによつて稿を結ばれる、――

「假令共同耕作の目的がメイトランドの考へたやうに『社会的』及び『政治的』であらうとも、依然としてオオウイン博士によつて叙述せられた方法で（平等な土地単位が）形成せられ、排置せられ得たであらう。真実、『社会的』諸目的と『技術的』諸目的との全くの列置は若干不自然である。著者夫妻が行ふ技術的考察は、『社会』史学者達によつて通常行はれる考察と根本的に異なるものではない。地条の散在を説明する為に、オオウイン博士は農民世帯が大約平等であつたと假定しなければならぬのであり、此の平等を博士は原始的形態に於ける開放耕地の先要条件と見做してゐる。然し論理学者や法律学者には、『先要条件』としての社会的平等と『社会的目的』としての社会的平等との差異は、區別を行ふ価値のあるほど十分実存的なものであらうが、史学者は経済的平等と開放耕地制度とが若干の關聯を有するとのオオウイン博士の推論に満足し、博士とヴィノグラドフとの間に大なる差異を發見し得ないであらう。」
（註八と註九の註二〇）

註一 ゾンバルト、『近世資本主義』（岡崎次郎訳、第一分冊）五四頁

註二 ゾンバルトの右の本は一九〇三年に公刊されている。

註三 タキトウス『ゲマニーニルア』岩波文庫本、六五頁

註四 小松氏の『封建英国とその崩壊過程』（昭和十九年）所収論文

註五 「蘇蘭の高地地方に長く用いられ、今日なお Skye 島等に見られるもので、長い木の柄の先端の曲つた処に約二呎半の長さの木片が鈍角に附取つてあり、其の木片の先端には鉄片が嵌めてある。角は釘締めで足の操作に堪えるようになってゐる。鍬と異り、犁の如く直線的な鰹溝を作り、能率は四箇の鍬に匹敵すると言ふ」（小松氏、前出書、六〇頁）。

註六 小松氏、前出書、五五―五六頁

註七 小松氏、前出書、五九頁

註八 小松氏、前出書、六二―六三頁

註九

開放耕地制度（交錯團場制度）がなぜ成立したかという点に關する前出リストの見解は、當時の社会狀態上自衛のために聚村形態が必要だったこと、領主の支配政策がまた同じく聚村を有利としたこと、聚村的居住は必然的に交錯團を生むというにある。この見解の背後には、むろんヴ・イノグラドフ・メイトランド流の平等の必要が考えられている。すなわち、リストは云う——、「交錯團経営と部落制度とが平地において成立した時は、個人の財産と安全とをまず配慮せねばならぬという狀態であつた。そうしてこの配慮は、當時の事情においては、集住によつてのみ実行し得たのである。しかし集住は必然に交錯團を生んだ」（八八頁）。「この制度によれば、役畜である農民の群は、部落のなかに囲い込まれて狼の攻撃から守られる一方、反抗せずに最も容易に毛を剪つたり乳を搾つたりさせるように用意されて、よつてたかつて祖税や勤行料や上納金や金納、現物納の地代等々を取り立てられたのであつた」（九八頁）。

註一〇

中川一男氏の『西洋中世史新論』は、十一世紀から十二世紀にかけての變化として、「フランスの北東部及び南部の各地に於て人口が集中する傾向を示し、西部に於ては農家が孤立する傾向を示した」と指摘したあとで次のように述べている、——「これは地形、地質及びその他の経済事情に依ること勿論であるけれども、主たる原因は、北東部及び南部に於ては、農民が各自に防禦せざるべからざる必要に迫られたること、開墾を盛んにせることによるといわれている。即ち、外敵の侵入の甚だしき場合に於ては、一所に集合して、防禦工事を施すことがよりよく必要とされるとともに、また人口の増加が土地の開墾を促し、開墾地が減税その他諸種の特権あることより考えて有利なることより、その地を中心として群居するに至りしものといはれている」（二四〇頁）。

(五)

再びブロックに歸らう。そして、農地制度と犁の構造との関連を、直接にブロック自身について検討しよう。

さきにみたところによつて、シャリュは短冊型開放耕地に、アレールは不規則型開放耕地に呼応していたことをわれ

われは知つてゐるが、残る一つの農地制度型である圍繞耕地の地方では、いずれの型の犁が用いられるか――

「多くの圍繞耕地地方では、人々はアレルをもつて耕した。おそらくその理由は、これらの圍繞地は、その大部分が、極度に不齊形なものだつたからである。メエヌ地方におけるようにシヤリユーが使われる場合にさえも、圍場の幅をかなり大きくすることをおそれなかつた。それというのも、そうしてはいけない理由は何もなかつたからである。そこで、圍場の面積はかなり広くなり、耕地分散の法則は殆んど守られていなかつた。」^(註一)

が、それは兎も角、この圍繞耕地制度自体は一体どうして誕生したのか？

「この問題を解決するためには、先ず何よりもその地理的分布状態を、そして同時に、それが結びついている生活様式を検討しなければならない。すでに述べ終つた他の二つの耕地制度の場合と同様に、この制度もまたフランスだけのものではない。……けれども、ここでのわれわれにとつての問題はフランスの圍繞地だけである。

ロワール河の近くに位置し、開放されて共同体的強制に服しているボンシャートオ地方を除いたブルターニュ全部、東から南にカアン平野を取り巻いた丘陵地帯をもつコタンタン地方、メエヌ地方、ペルシュ地方、ボワトオ及びヴァンデ地方の△ポカージュ▽、障壁のない開放地型のオアシスを形成している泥土の多い諸平野を除いた、中部丘陵地帯の大部分、南西隅のバスク地方にあるビューゲイ及びゲクス地方、以上が――確かにあまりに大雑把で、もつと突込んだ調査によつて正確にされ修正されるべきものだが――圍繞耕地地方の地図として今日描きうるものである。要するに、しばしば土地の起伏の多い、そして常に貧弱な土壤の地方、ということになる。そしてこれに、きわめて緩やかな土地占有という

条件が加わる。圍繞耕地は、殆んど常に、その中心に、言葉の一般的意味における村落 *Village* ではなく、一握りの家々、すなわち部落 *hameau* をもっている。……そして、この微小な人間グループは、その所有地を恒久的に耕しはしない。生垣や壁で仕切られたいくつかの耕地群の周囲には、かならず広大な未墾地が、たとえばブルターニュのランド（荒蕪地）の如きものが拡がつていた。そこは牧場として利用され、そこではまた、かなり広汎に一時的耕作が行われるのが普通である。これらの小共同体が耕地での刈跡地共同放牧権をなぜ容易に断念しうるかの理由が、それによつて説明するわけである。未だ開墾されていない空地での共同放牧が、より完全に開墾された地方がもはや同じ程度には知らないような諸資源を、提供してくれるわけである。さらにまた、その同じ事情が、それらの地方における土地占有が広面積の土地単位で行われ、各経営者は僅かの単位の土地しか所有しないことの理由を説明する。……

かくして、圍繞耕地制度の起源を知る最初の手がかりは、まさしく一時的耕作に求めねばならぬことになる。その発達のあとを辿ることは困難である。けれども、ブルターニュの諸事實が、それについての観念を作りあげることを、われわれに可能にする。われわれは、十八世紀のブルターニュに行われた、荒蕪地と耕作地とを交互に繰り返す（冷い土地 *terres froides*）^(註二)の制度を、かなりよく知っている。その一部分は共有地として利用され、それより広いいま一つの部分は、おそらく個人的占有の対象だった。けれどもそれは、（熱い土地 *terres chaudes*）は絶対に知らないような、共同的諸拘束に服してゐる。各経営者は、その恒久的かつ圍繞された耕地のほかに、数ヶ所に分散して存在する荒蕪地をもつていたわけである。経営者は、かなりの時間的間隔において、それらの荒蕪地に裸麦を蒔きにやつてくる。けれども

その裸麦を收穫したあとは、敷藁や堆肥藁をとるためにそれよりやや長い期間えにしたの生えるに委せられる。その際は、その土地に囲いをするわけだが、全く暫定的な資格でそうするのである。《昔から行われてきて殆んど法律化している慣習にしたがつて》、と一七六九年にその有名な報告書のなかでレンヌのアンタンダンを書いてゐる、《これらのえにしだは、三年間しか生やすことが出来ない……この定め期間がすむと、これらの冷い土地の收穫物を保護するために作られている囲墻は、取り壊されねばならない》。一定期間だけはそれから保護されていた土地を、やがて共同放牧権に返さねばならないからである。少数の経営者達によつて開墾されたこれらの土地の、多くの場合大部分、と云うよりもおそらくは全部が、もともとは、（野菜畑を除いて）、《冷い土地》であり、作物の生えている期間以外は、厳格な共同放牧の義務に服していたと思われる。ブルターニュの最も古い慣習法で十四世紀の初葉に編纂された《ツレ・ザンシアンヌ・クーチュム》は、しばしばかなり曖昧なその規定のなかで、過渡期のもつ種々の不確実さをはつきりと反映している。圍繞は認められている、けれども、——所有者達にその圍場を放棄することを、すなわち《guerpier》することを余儀なくしたために《guerb》と呼ばれた——刈跡地共同放牧権は、依然として広汎に実施されているものとして示されている。それは全体の福祉のために必要なものと見做されており、その資格において若干の法制的庇護の対象である。……そして、開墾は、より後で荒蕪地の一時的開墾が行われた際のように、若干の土地区劃ごとに少しずつ個人の発意によつて行われたのだから、したがつて耕地の形は不規則になるし、野獸の歩き廻る未墾地がどこでも家のすぐ附近まで迫つてゐる制度の場合、圍繞が決定的かつ恒久的になつてくる。それは穀物をまもるために不可欠だつたと思われる。かくして

圍繞耕地制度が成立した。そして、この制度の下では、共同体は耕地に対してはその權利を放棄するわけだが、それが可能であるのは、土地の大部分に対しては依然としてその權利が保留されており、規則正しく播種される地域は全体の土地のごく小部分をしか構成していない、という理由においてのみである。^(註三)

かくしてブロックは結論する――

「シャリユーと三圃制度の実施とは、その何れもが北部の諸平原に誕生したものと、充分に考えることができる。けれども、その普及範圍は決して一致してはいない。さらにまたシャリユーは、他方では、普通の場合、短冊型耕地に結びついている。が時としてそれは、圍繞耕地にも結びついている。けれども、常に混合型の出現に好意的な接觸地帯を考慮し、かつ各種の鱗形の重なり合いを別に措けば、フランスの内部に、自然的諸条件と人類の歴史との双方に緊密な関係をもつている、農業文明の三つの大きな型を、区別することができる。第一には、瘦せた土壌と緩やかな、長い間にわたつて全く間歇的で、常に――十九世紀に至るまでも――大部分そうしたものとして止まっていた占有との型、すなわち圍繞耕地制度である。次には、もつと緊りのある、その何れもが原則としては耕地に対する集団の強制力を、すなわち、收穫と家畜飼育との間に全員の生活に必要な正確な均衡を確保する唯一の手段をもち、――したがって、その何れもが圍墻のない、占有の二つの型がくる。一者は△北方型▽とも云いうるもので、シャリユーを發明し、共同体の特に強固な凝聚力を特徴とする。その眼にみえる標識は、圍場が一般に長方形をなしていることと、その地条群のグループへの結集である。三圃式輪作制度の發生も、おそらくはこれと同じ地域からである。もつとも、三圃制度の普及圏は、一般に、南にむ

かつてはその領域を大きくのり越えているが、他の諸方向にむかつてはそうではない——アルザス平原をみよ——のであつて、シャリュエールと短冊型地条との圃場制度のそれと、全くは一致していない。最後に、二つの開放型の第二のものは、事柄を単純にするために、が然し若干の留保をつけて、《南方型》と呼ぶるものであつて、古くからのアレールと、——少くとも固有の意味での南フランス（ミデイ）においては——二圃式輪作制度とに忠実であり、占有と農業生活それ自体においては、共同体精神をもつことが眼にみえて少い。古い農村社会の、組織と精神状態におけるそれ程はつきりしたこれらのコントラストは、この地方一般の進化の上に、必らず深刻な影響を及ぼした筈であると考えすることは、当然に許されることである。」
（註四）（註五）

註一 ブロック、前出書、五九頁

註二 冷たい土地とは、大きい樹々の影になる、湿氣の多い、粘土質ないし泥灰質の土地のことである。

註三 ブロック、前出書、六一—六三頁

註四 ブロック、前出書、六四—六五頁

註五 ドイツにおけるこの問題の研究もほとんど同様の方向を辿つていようである。たとえば上原専録教授の『独逸近代歴史学研究』の第三章「ゲルマン文化研究の發達と古ゲルマン農制の若干問題」は、カール・ヴェーラーの『ゲルマン北方最古農業史論』（一九三五年）を取り上げ、これは、すでにスカンデナヴィア諸国等の学者によつて成し遂げられている先史、地名研究、歴史地理学、定住史等の研究成果を極めて豊富に援用し、特に北方ゲルマン民族最古の農業及び農制を明かならしめたものであり、ゲルマン農業の研究に一新紀元を劃したものとたえ、その所論を次のように紹介している。すなわち、ヴェーラーは云う——

「大きい密集村落は原始時代のスカンデナヴィアには存在せず、個家定住が優勢に行われてをり、側ら高々小さい細村をなす定住が行われていた。技術上の進歩と人口増加とにより銅器時代の終末に又鉄器時代を通じて定住が森林——この地帯は今やすでに開

墾が開始せられている——を侵すに至つた。而かもこの侵略も森林中へ漸次に前進して行つたもので、小群定住及び個々家敷地の形で遂行せられたのであつた。漸く基督降誕の頃以降ともなつて一種の定住密集化が始まり、不規則な村落類似形象を云ふしうるに至る。……（かくして、持分（フリーフェ）制はスカンデナヴィアに於いては断じて最初の定住時代に溯るものではなく、漸く初期中世に至つて国家権力により財政、軍事及び行政事由に基き導入せられたものである。……その際、その頃スカンデナヴィアの大部分に普及せられたように思われるところの、有鎧装輪型や三圃経済のような技術的進歩も、これに重大な影響を及ぼしたのであつた」（九五—九八頁）。

そして、上原教授によれば、ヴェーラーのこの新著において、「農制の諸関係におけるグルンドヘルシャフトの位置が強調せられている点が特に注目せられる。この、農制におけるグルンドヘルシャフト重視観は、最近公刊せられた（一九三七年）フリードリヒ・リュトゲ教授の精緻にし該博なる新研究『主としてカロリング時代における中独地域の初期中世農制』においても強調せられているのであつて、……それによつてドーブシュ||ヴェーラーの論陣が強化せられたと観てよい」。むろん、だからと云つてこのような見解がすでにドイツ学界の定説化しているとは必らずしも云えず、他方にはカール・ハックの如く古ゲルマン農制の協同体的性格を強調するものもまた存在する。

(六)

ブロックにしたがつてここまで辿りつけば、いまや事態は明らかである。高橋教授によれば農業近代化の母胎をなした筈の圍繞耕地制度は、その実は、多くの場合高地地方の、土地の瘦せた、地形の不齊形な、したがつてまたきわめて粗放な耕作しか行われえない場合にのみ生れる耕地制度である。それはまた、きわめて緩やかな土地占有と、広大な共有地と、多くの場合シャリユーではなくアレールによる耕作とに結びついている。共同体的強制は、なるほど耕地には適用さ

れないが、耕地は土地の小部分をしか占めないものであつて、残余の広大な部分をなす共有地には、強くその支配が及んでいる。他方開放耕地は、その不規則型であると短冊型であるとを問わず、より集約的な耕作とより繁りのある土地占有とに結びつく。つまり、より高度の農業段階への進化が、ことに家畜飼育の必要上、耕地の開放化を余儀なくするわけである。さらに、不規則型と短冊型の差異についてみれば、前者は二圃式輪作制度とアレールに、後者は三圃式輪作制度とシヤリューとに結びつく。前者は土地の不齊形な、したがつて高地の農業であり、後者は土地の平坦な、したがつて平原の農業である。要するに、耕地制度の型と農業の進化とは、ここでは、高橋教授の構想のまさしく逆の形で結びついているわけである。

けれども、事態をいま一段明らかにするために、同じくブロックによつて、二圃制度と三圃制度との關係を、もう少し検討しておこう。ちなみにブロックは、輪作の形式を、前記のように(イ)一時的耕作 (*culture temporaire*)、(ロ)二圃式輪作制度 (*assolement biennal*)、(ハ)三圃式輪作制度 (*assolement triennal*) の三つに分つ――

「二大輪作組織の地理的な分布は、正確には知られていない。十八世紀末及び十九世紀初葉に――つまり、漸次に休閒地をなくしていき、より柔軟な作物循環組織を導入することになる農業革命以前に――あつたまゝの状態を再現することは、むしろ不可能ではないだらう。けれども、精密な研究が不足している。が、それにも拘わらず、この二大制度が、中世以来、大きな集団をなして相互に対立していたことだけは、きわめて確かなことである。二圃式輪作制度は、大まかにミデイと呼ぶことのできる地方で支配的な存在だつた。つまり、ガロンヌ河の諸地方、ラングドック、中部丘陵地帯から

南に流れるローヌ河沿岸ミディであり、ポワトオまで延びる。それから北は三圃式輪作制度が支配した^(註二)」

ところが、十八世紀末の大略の分布がそうだったとしても、もつと重要なことは、南部の二圃制度は普遍的だが、北部の三圃制度は、古い時代には必ずしもそうではなかった、ということである。したがって、この二大制度、すなわち二圃制度と三圃制度の分布を、もつと接近して観察しよう。

「その分布図は、たとえその作成が可能だとしても、彩色された幅広い板で単純に描き分けるといふわけにはいかない。若干の点描された地帯があるのである。なるほど南部では、三圃制度は、全然出会わないというわけではないが極度に稀だったように思われる。これに反して、もつと北に進むと、二圃制度のリズムは、競争相手の型となりんで、長い間広大な空間を占めていた。農業革命に至るまでは、南はストラスブール港、北はウィッセンブールに至るアルザス平原の大部分が、忠実に二圃制度を実施していた。同様に、フランシュ・コンテの山間地帯の多くの村々や、ブルターニュの北側山腹には、かなり多数の二圃式輪作制度地帯があつた。もつと時代を遡ると、こうした島々の数はずつとずつと多くなる。中世のノルマンディには、それはきわめて広範囲に存在したことが明らかにされた。同じ時代には、アンジューやメエヌでもかなり広汎に見かけられた。このあとの方の地方、すなわちメエヌでは、二圃式輪作制度は、場所によつては十九世紀の初葉まで存続していたが、一時的耕作の実施と土地の三分割制度とに結びついており、最も興味をひく。そこには三つのシーズン^(註三) (saisons) がある。そのそれぞれのシーズンにおいて、土地は、あいだに休閑を伴つた小麦又は裸麦の交替耕作を六年間行ふ、そのあとに完全に放置される三年間がやつてくる。これが古い時代のやり方の残存であること

は殆んど疑問の余地がない。しかも、中間的な諸段階が垣間見られる。カロランジャン時代の財産目録は、ロワール河の北にあるいくつもの領主直営地において、三つのシーズンの存在、秋蒔麦と春蒔麦の区別を指摘している。けれども、

——このことは領主の畑を耕すべく借地人達に要求される賦役の研究によつてはつきりさせられているが——秋蒔麦は春蒔麦よりもずっとずっと広い面積を占めている。そしてそのわけは、莊園の大部分が依然として二圃式輪作制度に服しつゝけているか、ないしはむしろ、その隣接地条では一年だけ休耕されたあとで規則正しく春蒔麦が作られているというのに、若干の地条は、二年間の休閑を忍ばねばならなかつたからである。北部地方では三圃式輪作制度の歴史は確かにきわめて古い。それはフランク時代に立証されるし、疑いもなくもつと古い時代にまで遡る。けれども、それは、幾世紀もの間にわたつて二圃式輪作制度と混り合つていたし、さまざまな緩和された形態を伴つていた。^(註三)

要するに、ブロックによれば、北部の三圃式輪作制度・南部の二圃式輪作制度という現在の分布地図は、明らかに昔から不変のものではなく、歴史は、少くとも北部についてみる限り、二圃制度から三圃制度への推移を示している。だとすれば、何が二圃制度から三圃制度への推移を決定するか、なぜ南部は執拗に二圃式輪作制度に止まつているかが解明されねばならないわけだが、残念ながらブロックは、これに答えることができない。彼は云う——

「北部では、三圃式輪作制度が普及していった。南部では、あたかも外来の要素に対するかの如くに、終始それに頑強に叛逆し続けた。北部では、人口が増大するにつれて、年々土地の三分の一だけしか空けておかないことを可能にする方法が、目にみえて選択されていった。南部でも、同じような欲求を感じしめられたことは云うまでもない。けれども、農

業革命以前においては、南部の人々は、三圃式輪作制度を導入して生産額を増加させることを、決して考えなかつたように思われる。二圃制度的慣習とも呼びうるものがそれ程根を下していたわけである。そして、この対立状態は、農業史上に眞の謎を課している。^(註四)

註一 ブロック、前出書、三一頁

註二 セーゾンとは季節の意であり、ここでは土地区劃の呼び名である。

註三 ブロック、前出書、三三—三四頁

註四 ブロック、前出書、三四頁

(七)

かくしてわれわれは、輪作組織をして二圃制から三圃制へと推転せしめるものが何だつたかを、ブロックを離れて明らかにせねばならないわけであるが、幸いにもわれわれは、ブロック以後におけるフランス歴史学の成果をもつているし、その教示するところにしたがつて、この問題に対する一応の解答を提示することができるようになる。確かにそれはまだ十分なものではない。けれども、少くとも問題解決の方向だけはこれによつて得られると思う。たとえば、A・タラマスの『フランス領主制社会』(A. TALAMAS, *La Société Seigneuriale Française*, 1050—1270, Paris, 1951)は、その第一章「中世の政治的民主的環境」につづく第二章を「フランス農村の形成」の検討にあてているが、その第一節「開

「墾」のあとをうけた第二節の「技術的諸発達」と題する諸頁は、彼独自の研究というよりも、明かにブロックとそれを継ぐ諸学者の業績の綜合にすぎないが、解決の一步近ずいたことを教えるだらう。

この第二節は、さらに（a）「新しい農業用具」、（b）「栽培法」の二つに分れ、十一世紀に始まり、十二世紀に「普及」し、十三世紀に「完全な発達」に達したそれらの部面における農業の進歩を扱っているが、最初に取上げられているのは、次のような役畜繋駕様式の変革である――

「ルフェーブル・デ・ヌエットの諸労作は新しい繋駕様式の導入によつて農業用牽引作業にもたらされた革命を明らかにした。この新繋駕法は、その原理が中部ヨーロッパに由来していることは確かであるが、中世期のあいだに何処の誰が何時やつたとも分らないいろいろの改良がその上加わつて、出来上つたものである。当時までは、牽引のために一般に行われていた方法は、運搬車に作りつけられた轅の両側に二頭の牛馬を並べて繋駕するやり方だつた。このやり方は、牛の場合には頭部で繋駕されるので牛達の力を抑制したが、馬の場合には二本の曳綱で車台に連結された革製の頸輪を使つて、今日の犬のように頸部に支持点をもつて、前方をより自由に走らされたために、馬達の力を抑制しはしなかつた。御者の方は、口の銜にまで届いている手綱だけを使つて手で操縦することができた。けれども、馬の場合には、頸がしまつて絞殺に至ることがあつた。さらにまた、動物達は普通裸のまゝの足、ないしは精々のところ綜製の装蹄をつけただけで働かされたことをつけ加えよう。

（ところで）、こんな状態にある場合、動物達の歩みは、通常、余儀なくも、牛の場合には緩歩、馬や驢馬や騾馬の場

合には並足にならざるをえなかつたし、発車や制動はデリケートで、作業量は貧弱だつたことが理解される。通常の道路の場合、並んで繋駕された二頭の馬は、三二一グラムのローマ・リーブルで最大限一・五〇〇リーブル、すなわち四八一キログラムしかひつぱれなかつた。馬一頭の作業量は、ほとんど今日の仔馬や驢馬のそれを超えることがなかつた。牛について云えば、八噸の柱を運搬することに関して述べたエフェーズ寺院の記述から判断すると、一頭当りの作業量は馬より少しばかり劣っていたようである。こうした状態においては、鋤の刃が直接轅に固定されているアレールによつて行われた古代の耕耘作業は、(とりわけ固い土の場合には)、大体土壌の表面を引搔くだけの働きをしかしなかつたし、質的にみて、おそらく鋤乃至踏鋤を使つた腕の労働よりも劣つていたことが理解される。そこで、充分な成果をあげるためには、しばしばそれぞれの畝を縦横から鋤き返すことを余儀なくされた。

ところが、十世紀になると、単蹄類をしてきわめて高い作業量の遂行を可能ならしめる繋駕様式が、先ず最初には北部に現われ且つ普及し、ついで南部に滲透していった。それは、新しい型の頸輪を用いて牽引用具を肩のところで、ないしは柔軟な背負革によつて肩胛骨の骨張つた部分で支えることによつて、役畜の頸を自由にすることからなりたつていた。それは、充実した始動と自由な力一ぱいの牽引を可能にしたし、数頭の牛馬を縦列を作らせてつなぐことを、すなわち、個々の牛馬を整理するために $\wedge$ 鳴らし鞭 $\vee$ を使うだけで殆んど無限の力を増すことを、可能ならしめた。肩の頸輪は皮膚と接触する部分には毛氈を詰めこまれており、外側に位置を占めて曳綱の取付部の役を果す、堅木製の副木乃至バンドによつて、補充されている。背負革は、曳綱の延長でもあり合同でもあり、比較的僅かではあるが背骨のさまざまな動きに

充分適應できる程度に柔軟だつた。^(註一)

しかも、釘留される蹄鉄の採用がその上に加わつたわけだから、役畜の作業量が飛躍的に昂まつたことは明らかである。当時は、ロワール河の北では主として馬が、南では牛が牽引用役畜として用いられていたが、^(註二)その何れの場合にも、

「牽引力は三倍になつたとみても低目の評価である」、とトラマスはつけ加えている。そして、われわれの見逃すことのできないさらに重大な事實は、「それに並行して」、耕作用具が、ことに耕耘の最も本質的道具部分において、同じような変革を蒙つたということである。すなわち、従来のアレールにシャリユーがとつて代つたのである。^(註三)もつとも、すでに古

代イタリアにおいて、就中平坦地の重粘土質土壌地帯では、車付アレール (araire monté sur roues) が知られていたが、その使用は、ゴールでは、ことに地中海沿岸やアキタニアの大部分をなす谷形に窪んだり地形変化に富んだ地方では、一般的ではなかつた。そこに、このアレールの根本的に変革されたもの、すなわちシャリユーが、北フランスの諸平原に普及することになつたわけである。

「かくして、北部と南部との間に今日なお続いている一つのコントラストが、わが国の農村を舞台に形成されることになつた。一般に、ロワール河の北では、すなわち両ブルゴーニュ、ロレエヌ及びアルザスの一部ではシャリユーが支配的であり、このことは、新都市や以前領主直営地だつた土地に出来た農村の場合ことにそうである。そこにおける農村の景観は、バレスの表現をかりると、△障壁物を除去した光景▽を呈した。つまり、奥行が深くかつしばしば多数の耕地群からなる制度が次第に根を下し、かつ普及していつたわけで、そうした構造の結果、時として極端にまで狭い幅をもちび

つたりと接合し合つたバンド乃至革紐状の耕地の集りからなる△短冊型開放耕地▽（マルク・プロット）が形成された。これに反して、中部地方（ベエリイ・ポワトオ・ブルボンネ平野）やローヌ河流域地方やミディでは、殆んど到る処でアレールの使用が続けられ、そのためにしばしば縦横に交叉するように鋤き返され、その結果各圃場の幅と長さが殆んど相等しい△不規則型開放耕地▽の光景がみられた。また、地勢の性質上余儀なくも大面積の開墾を阻まれ、一時的耕作や巡回放牧のやり方に忠実に止まるほかはない地方（ノルマンディからペルシュやヴァンデに至るアルモリカ山塊とその側縁、中部丘陵地帯、ビューゲイとアルプ及びプロヴァンス諸地方、バスク地方）では、耕地は生垣で保護された一塊りの圍繞乃至閉鎖された圃場の様相を呈しており、それらの生垣は、あたかもばらばらに種子をまかれた森のような外見を景観に与えている。そこでは、普近の場合依然としてアレールが支配し続けたが、北部フランスの最良の土地（中部ブルターニュ、ノルマンディ、メエヌ、マルシュ等）では、次第にシャリユーを採用するようになった。^{（註四）}

最後に栽培法であるが、これに関してタラマスは、その基本的な種類として一時的耕作と永続的耕作をあげ、後者をさらに二圃制度と三圃制度に分け、三圃制度の方がより発達した制度であることを指摘する。そして、この三圃制度が就中北フランスに普及していたことを述べたあとで、「その採用がシャリユーの使用と結びついていたということを確認することはできないが、その普及とシャリユーのそれとは並行していた。」^{（註五）}と云い、さらにまた、この節の終りでは、以上の記述を要約して次のようにいつている――

「一般に、人口が増加していくにつれて、そしてまた各種の欲望が大きくなつて生産用具が完成されて行くにつれて、

経営は、到るところで、次第にますます緊密に土地に適應し、そこから多くのものをひき出していった。シャリュエを用いる平坦地方では、三圃制度は、かなり速かに土地の殆んど全面積を独占していったし、耕作者達を、疑いもなく原則としては承認された、が然し事実上は強制的な、様々な慣習に隷属せしめていった。アレールの地方と圍繞耕地の地方では、三圃制度から若干の技術的發展を、ことに耕地の場合にはひき出していたが、二圃制度的、個人主義的な強い伝統に、そしてまたその地方の自然そのものに、常に衝突していた。」

(註七)

註一 タラマス、前出書、五一—五二頁

註二 これについては、フランソワ・ケネーの有名な『小作人』（島津、菱山訳、ケネー全集第二卷）が説明を与える——「馬で耕される土地は三圃式輪作法がとられる。即ち、土地の三分の一は小麦がまかれ、他の三分の一は燕麦と冬期後にまかれる穀物とがまかれ、残りの三分の一は休耕地とせられる。牛によつて耕される土地は二圃式輪作法がとられる」（二〇頁）。そして、「牛の使用が馬のそれよりも好ましく思われるのは、ただ山国か或いは散在せる僅かの耕地しかない瘦地に於てだけである」（六頁）。

註三 タラマスによれば、「シャリュエは三つの本質的な特徴でアレールから区別されている。先ず第一に、轆乃至梶棒は二つの車輪をもつた車の車体の前半部に固定されている。次に、鋤先は常に金屬製の堅牢な鋤の刃をもち、鉄製乃至鉄で補強された二重の犁板によつて補強されている。最後に、全体は後方に向つて伸びた二つの鋤の柄によつて操られる。道具はこのように安定と力をもつてゐるわけである。けれども、一方では、それを進めたり戻したりするためには、それが土中深く喰いこんでルートを削ぎ取らないように、車の前半部を持上げねばならなかつたし、このことは普段は土の上を摩擦している木製部分を使つて行われた。他方、それぞれの敵の端での道具の向きを変える仕事は、アレールの場合よりも骨が折れた。その結果、長方形の敵で作業すること余儀なくされた。」

註四 タラマス、前出書、五三—五四頁

註五 タラマス、前出書、五七頁

註六 タラマス、前出書、五九頁

註七 小松芳喬氏の『二圃農法管見』（前出『崩壊過程』所収）は、この問題に興味深い課題をなげかけている。すなわち、「休閒地

の犁耕は一年に二回行われるが、作付地の犁耕は一年に一回行われるのみであるから」、休閒地の多い二圃農法の方が三圃農法に比して多くの労働力が必要である。したがって二圃農法から三圃農法への推移を決定するのは労働力ではない。それよりもむしろ作物の「質の尊重」から「量の尊重」への変化である。なぜなら、作物量の点では確かに三圃農法の方が多いからである。つまり、自給自足的な「質の尊重」の時代が商業的な「量の尊重」へ移つたことが三圃農法を支配的にしたのである、というわけである。そして、「犁耕は中世の農業労働中最も重要なものであるから、三圃農法にあつて作付地上の犁耕以外の労働が二圃農法より多いからとて、到底相殺せられ得ない」（八五頁）とされる。けれどもこれは少し独断ではないだろうか？ げんにタラマスも、三圃制度について、「こうした制度がより多くの生産物をもたらしたことは明白であつて、このことは、人口が増加したり都会的な中心が発達したりしている諸地方ではつきりと認めることができた。これに反して、それは圃場における労働の著しい強化と循環の開始時における多量の肥料を強制した」（五七頁）と述べている。又、前出ケネーの『小作人』論は、二圃制度の場合は「同じアルパンの土地が六年間には小麦を三回収穫し、交互に三年づつ休耕される」に反して、三圃制度の場合には「同じアルパンの土地が六年間には小麦を二回しか収穫しない」、むしろ「その他に三月穀物の収穫を二回あげ」るがこれは飼料であり、「この点に関しては」、二圃制度の方が三圃制度「よりも有利であるように思われてくる」と述べている。たゞ彼は、一方では二圃制度の場合には「牛の労働の緩慢さのために屢々作地の四分の一以上も余り骨の折れない雑穀類がまかれる」し、他方では、「三年に一回だけ小麦がまかれる同じ土地は、同じ耕作で二年毎に生産する時よりも多く生産する」から、結局三圃制度が有利であるとしている。

(七)

以上、ブロックからタラマスに至る長い検討の結果、タラマスの云うように、三圃制度の採用がシャリューの使用と結

びついていたことこそ「確認」されないが、われわれは、輪作組織の発達の順序が、一時的耕作↓二圃制度↓三圃制度の順を辿ること、犁の発達の道程はアレールからシャリュウの順であること、アレールは不規則型耕地をシャリュウは短冊型耕地を必然ならしめること、さらにまた圍繞制度と開放制度とに関して云えば、前者は高地地方の、土地の痩せた、したがって一時的耕作や広大な未墾地の存在を前提する制度であるに對し、後者は平坦部の、シャリュウによる耕作と未墾地不足とから必然になる、より進んだ制度であることを知ることができた。ところが、高橋教授の構想では、すでにわれわれの知るように、西部のメヌと東北部のロレヌをとり上げ、前者は圍繞耕地だつたがために農業の自主的な発展が可能であり、したがって近代フランスの母胎となり、後者は開放耕地だつたがために発展が抑えられ、したがって反動フランスの拠点を形成するものと見做されている。

むろん、教授の取上げられたメヌは、すでにこれまでのところで幾度も指摘されたように、圍繞耕地型としては確かに特異な存在であり、圍繞耕地と三圃制度とシャリュウとが結びついている地方である。したがって問題は複雑で、教授の主張を單純に斥けるわけにはいかないのだが、少くとも、メヌのそうした特異性の存在が何故可能だつたかを明らかにすることなく、たゞ單に圍繞地型と開放地型の對立として問題を組立てられる教授の態度は、明らかに誤つていと云わねばならないし、少くとも大きな誤解を生むものと結論しなければならぬ。

この点、『中世英国農村』（昭和十七年）における小松芳喬教授の態度の方が正しいと思われる。すなわち教授は、イギリスにおける同様の問題、ミッドランド地方Ⅱ開放耕地、ケント地方Ⅱ圍繞耕地の對照を取上げ、後者について次のように

云われる、——「この地方は大陸貿易路に面する關係から貨幣經濟が早期に発達して居り、それが民族的影響と相結んで、ミドランド制度との相違点が最も多い独特の農村機構を生み出したものであらう。」^(註二)

げんに問題のメエヌに關して、ブロックがすでに次のような事實を指摘している。これは、圍繞耕地は元來アレールと結びつくが特殊の場合にはシャリユーと結びつくと述べたあとで述べられているもので、圍繞地の場合にはシャリユーで耕される際にも地条の幅が広く、したがつて各經營者の耕地は分散しないと述べる文章に続くものである。——

「けれども、年月の経過するうちに、こうした余りにも広すぎる面積が、譲与や相続によつて多数の經營者達の間に分割されることが起つた。この細分割は、その結果として、時としていくつかの新しい圍繞地を作つた。……けれども、ことにその持分地の面積が狭い場合には、（圍墻を作るための）かような費用乃至勞力をさけようとすることがしばしば起つた。かくして、圍墻の内部に、しばしば幅こそ狭苦しいが縦の長いいくつかの地条の小グループが構成されたし、その図面は、はつきりした標識で生垣の印をつけることを怠つた地図の場合には、少しばかり慌てぎみの觀察者に対して、ともすれば短冊型耕地の一カルティエの幻覺を与える。ブルターニュ地方で《シャンパーニュ》というまことに特徴的な名のフランス語で呼ばれているものがそれである。そして、このシャンパーニュを分割し合つてゐる各種の保有者達の間に、ある種の協定がむすばれたり、ある種の作付統制や時としては共同放牧權が随伴したりしないで済むことは、困難である。」^(註三)

つまり、圍繞耕地地方もシャリユーと結びつた場合には、換言すれば発達した農業が行われるようになると、やがて

は開放耕地化するというわけである。むろん、ブロックはその後に、「けれども、野心的な個人主義はそれに対して好意ではなかった」、としてそのことを否定するが、単なる「個人主義」がこのような農業生産上の必要にうち克ちうる筈はない。したがって、この地方の開放耕地化が結局は阻止されたにしても、それは囲繞地型的精神の力ではなく、他の何ものかの力によつてである筈である。

さらにまた小松教授は、『十七世紀に於ける囲墻の連続性』なる論文(註三)のなかで、「箇別農業は有能な農業者を一層有能にするが、又無能な農業者を一層無能にするものである」という Thomas Davis の言葉を引例したあとで云われる、「開放耕地制度其のものが決して固定的なものではなく、其の下に於いても或る程度の進歩的農業は可能であり、実際に於いて近世に残存した開放地制度は教科書的形式とは相当の距離があつたことを見逃してはならない。又、囲墻は常にミダス王の力を有するものではなく、他の条件如何によつては必ずしも合理的経営を保証するものではなかつたことも記憶せらるべきである」(註四)われわれもまた、この論文の五八頁に引用したブロックの開放耕地に関する記述から、開放耕地制度が、実際にはかなりの柔軟性をもつていたことを知つてゐる。

そして、もしわれわれが、高橋教授のように、ある地方が開放耕地制度のゆえに遅れ、ある地方が囲繞地制度のゆえに進歩するとするならば、イギリスのエンクロージャ運動を一体どう考えたらよいのか？ むろん、イギリスにも交錯圍地方と囲繞地地方のあることはすでにみた通りだが、エンクロージャ運動は交錯圍地方においてこそ其の劃時代的意味をもつたと思うし、それによつてこそイギリスの農業の資本主義化は、最も典型的に行われたのである。とすれば、農業

の資本主義化にとつて耕地制度のもつ意義は、たとえ零ではないにしても、少くとも決定的ではない筈である。(註五)

問題のメエヌ地方をこれ以上に深く解剖し検討する資料のないのが残念だが、高橋教授の構想をそのまゝでは承認しがたい理由は、以上でほぼ分つてもらえたと思う。そして最後に、対象を一般的に圍繞型と開放型との対比にかざれば、むしろ全く正反對のことをさえも論証しうることを附言しておきたい。

たとえばアンリ・セエは、その『十六世紀から大革命に至るブルターニュにおける農村諸階級』(H. Séé, Les classes rurales en Bretagne du X^{VI}. siècles à la Révolution)において、ブルターニュの農村が孤立農家から構成されていたことを指摘したあとで、ブルターニュ農村の遅れのように説明している――

「他の地方では農村諸階級の解放運動が農民達のエネルギーを刺戟し、新都市の創造によつて都市階級の発展に貢献した。ブルターニュではそれに似通う何ものもない。農民達はその領主達に抵抗するために団結することをしなかつた。最もしばしば孤立家屋に住んで分散されていたので、彼等は、かなり後世になつてしか、農村共同体という政治生活の最も基本的組織体を形成するに至らなかつた。その結果、その隷属關係は他の場所よりも大であるという時代が到来した。」(註六)

事実、大革命中最も反動的に動いたのがこの孤立農圃のブルターニュだつたことを想う時、われわれは、セエのこのような主張を否定することはできない筈である。そして、この農村共同体ということに関しては、高橋教授はその強制・压迫の面のみを強調されるが、セエが右の引用で教えるように、むしろ反対の意味においても理解すべきことは、高橋教授がもしもその著書をいま一度読み返されるならば、ブロック自身が強調していることを知られるであらう。ブロックの問

題の著書の第五章が「諸社会集団」を扱い、その第一節が「マンスと農村共同体」について述べていることは、すでになれわれの知るところだが、そこには次のような文章が見出されるであらうから――

「農民達の小共同体が、たゞ単に自らより強固な自覚をもつに止まらず、社会全体を強制して余儀なくも次第に彼等の生きる意志を認めさせるに至つたのは、就中その敵手に反抗することによつてであつた。その反抗は先ず第一にその領主に対して行われたし、しばしば暴力によつて行われた。十三世紀に、ある布教師は叫んでいる、『幾人の農奴がその領主達を殺害したり、その城館を焼き払つたりしたことか！』……けれども、大掛りの農民暴動は殆んど常に失敗し、最後は虐殺に終つたが、兎も角、あまり無組織だつたので、永続的なものは何一つつくり出すことが出来なかつた。こんな蘖火事にも似た反動よりもむしろ、農村共同体によつて頑強に追求された、辛棒強くかつ鈍重な闘争の方が創造的だつた筈である。農民達の最も熱烈な願いの一つは、村人達の間の団結を鞏固に結成し、その存在を認めさせることであつた。」^(註七)

そして、右のような共同体としての農民の団結が、コンミュニンの権利獲得闘争における、農奴身分解放闘争における、その他等々の自由獲得の闘いにおける、農民の力の主要原因をなしていたことを説くのが、ブロックの右の節の主題であることはことわるまでもない。

註一 小松氏、『中世英国農村』一三七頁

註二 ブロック、前出書、五九頁

註三 小松氏、『崩壊過程』所収

註四 小松氏、『崩壊過程』、二六八頁

註五 高橋教授はボナバルチスムの基礎になつたフランス過小農民をすでにみたように開放耕地制度によつて説明されるが、『資本論』の著者はこれを次のように説いている——「この土地所有形態は、ヨリ初期の旧諸形態の下にも見られた如く農村の人口が都市の人口を著しく凌駕しているという事実を、随つて他の方面に資本制生産方法が支配的に行われているとしても、その発達は相対的に微々たるものであつて、農業以外の生産諸部門に於いても資本の集積は狭隘な限界内を運動するに過ぎず、寧ろ資本の分散が勢いを揮つていゝという事実を前提する」。

註六 セエ、前出書、緒論一頁

註七 ブロック、前出書、一七三—一七五頁

追記 共同体的強制と領主権力との關係についての高橋教授の見解は、稿を改めて次号において批判したい。